

2019年度東京出入国在留管理局参観事前質問回答&質疑応答記録

アムネスティ・インターナショナル日本

2019年9月2日 東京出入国在留管理局 大会議室にて

東京出入国在留管理局側出席者：中山渉外調整官他6名

参観側出席者：津田参観責任者他17名

(注：本質問事項は原則として貴局入国者収容場の昨年1年間の状況を対象としています。)

1. 収容の状況について

(1) 現在の被収容者数を男女別、国籍別に教えてください。また、難民認定申請中の人及びLGBTの人の数を教えてください。

；昨日午前零時現在の被収容者数；男性306人、女性120人、合計426人

；難民認定申請中の人及びLGBTの人の数については統計資料がない。

(2) 平均収容日数、および現時点の1年以上の被収容者数、2年以上の被収容者数、最長収容日数を教えてください。

；昨年の平均収容日数は32.0日、8月15日現在の最長収容期間は1,172日。それ以外の数字については統計がないので答えられない。

(3) 部門別正規職員数、及び医師と看護師の数及び勤務体制（勤務日・勤務時間）について教えてください。

；当局の全職員数は2,462人。部門別職員数は業務の状況で随時配置しているため一概に示せないが、処遇部門職員は常時100人以上いる。近隣の大学病院などの医師4名が非常勤で週3回（月、水、金曜日）13時から17時まで診療室にて勤務している。常勤看護師2名が月曜日から金曜日の9時から17時まで勤務している。近隣の歯科医師が週1日（原則として木曜日）勤務。精神科医が週1日（原則として火曜日）勤務。

(4) ア 医師による診察を申し込んだ数、受診した数、及び外部の医療機関に護送した数を診療科目別に教えてください。また、救急搬送は何件でしたか。

；庁内診療件数8,506件。外部病院での診療977件。診療科目別には統計がない。救急搬送8件。

イ 医師による診察を申し込んだにもかかわらず不許可にした数、およびその理由を教えてください。

；不許可数38件；一件ごとの理由は示せないが、主な理由はすでに外部病院で診察を受けて医師から経過観察の指示が出ているにも関わらず同一の疾病で短期間に何度も申し入れをおこなったものなど

ウ 夜間や休日などに被収容者が痛みを訴えた場合にはどのように対応していますか。

；看守勤務員が訴えを受けた場合、または職員が体調不良を認めた場合、症状を聞き取ったり、見たり、血圧・脈拍数測定をしたり、既往歴確認し適切に処置している。急を要する場合には救急外来を要請するか、救急車の要請をおこなう。職員に対しては仮にたいしたことがなくても病院に連れて行くよう指示している。特に土日・夜間については話を聞くという風になっている。

エ 被収容者が診察を申し込んだ際の業務の流れと所要日数について教えてください。

；診療の申し出があった際には、看護師の意見を聞き、速やかに対処している。急を要すると判断した場合には本人からの申し出がなくても直ちに診療する。所要日数については統計がない。

(5) 2018年中の仮放免許可数を根拠令書（収容令書、退去強制令書）別に教えてください。

；仮放免許可数は、収容令書が執行された被収容者に対するもの607件、退去強制令書が執行された被収容者に対するもの338件。

(6) 過去3年間の自殺件数、自損件数、3日以上拒食をした件数を教えてください。

; 自殺と自損に関する統計を取っていないのでお示しできない。規則 18 条の自損行為での隔離収容件数は H28 年 5 件、H29 年 18 件、H30 年 23 件となっている。

(7) 国費送還者、自費送還者数およびそれぞれについての送還忌避者数を教えてください。また、送還忌避者のうち、難民不認定処分に係る異議申立（審査請求）棄却について送還前日、前々日に告知を受けた者の数を教えてください。

; 国費送還者 205 人、自費出国者 2,833 人。忌避者数は統計がない。送還忌避者のうち、難民不認定処分に係る異議申立（審査請求）棄却について送還前日、前々日に告知を受けた者の数も統計がない。

2. 処遇について

(1) 被収容者処遇規則（以下、「規則」）第 2 条に基づき、被収容者の生活様式の尊重をし、第 2 条の 2 に基づく意見聴取を行いましたか。また、聴取の回数を教えてください。

; 収容場内に設置した意見箱に投函したものを定期的（2 週間に 1 回）に回収し聴取を行っており、昨年は 333 件あった。

(2) 規則第 4 1 条に基づく被収容者の処遇に関する申し出や請求の件数および内容について教えてください。

; 申し出件数 26,031 件（うち処遇に関するもの 23,596 件）

(3) 規則第 4 1 条の 2 に基づく被収容者から収容に関する不服の申し出の件数および内容について教えてください。

; 不服申し出件数 12 件。主な内容は遵守事項を遵守させるための必要な指導および傷病者の処置。

(4) 規則第 4 1 条の 3 に基づき、被収容者が不服の申し出の判定に不服があり、異議を申し出た件数および内容について教えてください。また、これらの事案はその後どのようなようになったのでしょうか。

; 異議の申し出件数 4 件。主な内容は遵守事項を遵守させるための必要な指導および傷病者の処置。その後は本庁でやっているのをお答えできない。

(5) LGBT の被収容者に対して特別の処遇をした人は何人いましたか。また、どのような処遇をしましたか。

; LGBT の被収容者の統計を取っていないのでわからないが、東日本センターのケースでは、性別適合手術（元男性で女性に転換）を受けた人を他の人と別に収容していたが、それだと精神的に不安定になるので、精神科医の診断を受け、本人の希望と女性被収容者の承諾を得て、女性の方と一緒に運動場で運動させたことがあると聞いている。

(6) 貴センターでは 2010 年以降で以下の被収容者の死亡事案が発生しています。各事案についての経過および再発防止策を教えてください。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ①2010 年 3 月（成田支局） | ガーナ人 |
| ②2010 年 4 月（品川） | 韓国人 |
| ③2010 年 4 月（品川） | フィリピン人 |
| ④2010 年 12 月（品川） | フィリピン人 |
| ⑤2013 年 10 月（品川） | ミャンマー人（ロヒンギャ） |
| ⑥2014 年 11 月（品川） | スリランカ人 |
| ⑦2018 年 4 月（品川） | インド人 |

; ⑦は東日本センターのケースであると思うが、何れにしてもプライバシーの問題があるので個別の問題には答えられない。再発防止策としては、被収容者に対してカウンセリングを実施したり、再発防止策の意見交換をしたり、診療体制を見直したりしている。

(7) 日本国憲法や日本国が加盟している国連自由権規約、国連拷問禁止条約などを用いた職員に対する人権教育は行われていますか。

；全職員を対象にした初任者研修などの研修の中で人権研修を行なっている。個別の人権研修もあつたり、難民調査官研修など業務に特化した研修も行なっている。その他、人権擁護局が実施している人権研修に職員を派遣して参加させている。

3. 隔離および戒具の使用について

(1) 規則第18条に基づく隔離処分は、同条各号に以下のように規定されています。それぞれ、隔離事由別の件数を教えてください。

- 一 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為（第18条1項1号）；29件
- 二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害した（第18条1項2号）；32件
- 三 自殺又は自損（第18条1項3号）；23件

（；隔離事由が重複するケースがある。）

(2) 規則第19条に基づく戒具の使用は、下記においてそれぞれ何件ありましたか。また、その使用は必要最小限度の範囲内であるか所長等は確認をしましたか。

- 一 逃走のおそれがあり、防止方法がない（第19条1項1号）；0件
- 二 自己または他人に危害を加え、防止方法がない（第19条1項2号）；11件
- 三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊（第19条1項3号）；0件

；戒具使用にあたっては局長の命令で通常行う。命令を受けるいとまがない場合でも入国警備官は戒具使用后、速やかに局長に報告している。さらに使用が必要最低限度のものであることを確認している。

(3) 外部医療機関護送時に戒具（手錠・腰縄）を使用した件数は何件ですか。そのうち、医師等による診察時にも戒具を使用した件数は何件ですか。また、診察時にも戒具を使用した場合の判断基準について教えてください。

；特に統計を取っていないので回答できない。

(4) 前回、前項の質問に対して、「統計を取っていないので件数はわからない」との回答でした。外部医療機関護送時は「被収容者処遇規則」では無く、「違反調査及び令書執行規定」が適用されているとのことですが、「被収容者処遇規則」では戒具の使用が厳格に規定されているところ、（裁判所によって有罪判決を受けないまま、行政の裁量によって収容されている）病人が医療機関を受診する際に漫然と戒具を使用されることは人道的に許されないばかりか、「国連自由権規約（7条、10条）」、「国連拷問禁止条約（16条）」、「日本国憲法（11条、13条、18条、31条）」に抵触しています。外部医療機関護送時の戒具使用を「被収容者処遇規則」に準じて厳格に制限するよう改めていただけませんか。

；趣旨がよくわからないが、漫然と戒具を使用しているという認識は我々には無く、病院への連行など収容施設から外部に護送する場合の戒具の使用については「違反調査及び令書執行規定」に従って行うよう決められているので、それに従って行なっている。「違反調査及び令書執行規定」の護送とは、出入国管理及び難民認定法61条3に「単に退去強制を執行するときの護送にとどまらず、地方出入国在留管理局から入国者収容場への護送、裁判所から地方出入国在留管理局に護送する場合など、収容令書又は退去強制令書の効力が及ぶ護送を広く「違反調査及び令書執行規定」で規定している。収容施設から外部に連行する場合には全てこの規定を受けると理解している。

(5) 外部医療機関護送時に戒具を人目につかないようにする措置を取られていますか。また、戒具を装着している被収容者の診察を医師が拒否したことはありますか。

；外部病院連行時に戒具を使用する場合には手錠・腰縄を上着に隠して連行している。職員も私服を着て目立たないようにしている。病院にも協力を申し出て他の患者さんに目立たないように待機場所を用意してもらったり、出入りの際にも裏口を使用して一般のお客さんと重ならないように配慮している。また、医師が戒具をつけてくれと言わない限りは診察中戒具を使用しない。

(6) 以前はインターネット上に公開されていましたが、現在ネット上で見るできない「違反調査及び令書執行規定」をご提供いただけませんか。

;この規定がネット上で公開されていたことは承知していないが、ネット上に公開するか否かの判断は上級庁による。どうしても必要なら行政文書開示請求を行なって欲しい。

(7) 戒具（手錠および捕縄）の現物を見せていただけませんか。

;一般的な情報になるので、あえて公開するまでもないと思っている。基本的に警察官が使用しているものと同様。形状については被収容者処遇規則中の戒具図面を見て欲しい。

4. 難民認定等状況について

(1) 下記にあたる人数を教えてください。

ア 難民認定申請者総数、そのうち上位5カ国の出身国別数、及び仮滞在者の数

;質問の数については正式な統計を取っていないため回答できない。全国的な数は配布した「報道発表資料」に掲載されている。

難民認定申請者及び仮滞在者のうち、

それぞれ、女性の数、男性の数、LGBTの人の数、18歳以下の数

;統計を取っていないのでわからない。

イ 難民申請一次認定者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数

;統計を取っていない。

ウ 難民申請一次不認定者のうち、異議申し立てをした者の総数、上位5カ国の出身国別数

;統計を取っていない。

エ 異議申し立てをした者のうち、認定者数、棄却/却下者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数、異議申し立てを取り下げた者の数と、それぞれ上位5カ国の出身国別数

;異議申し立てをした者のうち、認定者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数については0件。その他は統計を取っていない。

オ 退去強制処分を受けた被収容者数、仮放免申請の件数及びそれを不許可にした件数、仮放免処分を受けた件数

;退去強制処分を受けた被収容者数3,038人。仮放免申請の件数1,324件。仮放免申請を不許可にした件数949件。仮放免処分を受けた件数338件。

5. 入国者収容所等視察委員会の意見等について

(1) 平成29年1月20日に視察委員会から、「女性の被収容者については、性別・文化的背景等に配慮した診療体制の充実を図りたい。」との意見が出され、それに対して貴局から、「措置」として、「現在、当局では嘱託医である男性医師6名が交代で週3回の庁内診療を実施する輪番制となっている。今後女性被収容者で、同性の医師による診療を希望する者がいれば、外部病院で女性医師による診療が受けられるよう配慮する。」と報告されています。その後のこの件に関する実態（何人の被収容者が女性医師の診療を希望し、そのうち何人が女性医師による診療を受けたか）をお知らせください。

;細かい統計を取っていないので回答できない。

(2) 同じく、「歯科診療台の設置を検討されたい。」との意見が出され、それに対して貴局から、「検討中」として、「現在、設備が整った病院での治療が必要な場合は、外部病院に連行しているところ、歯科診療台の設置については、予算及び見込まれる使用状況等を考慮の上、検討する。」と報告されています。その後の検討結果を教えてください。

;現在も検討中であり、どういう風になるか現時点でお示しできない。結果が出れば法務省のホームページにアップされる。そんなに長くはかからないと思う。

(3) 同じく、「カウンセリングをより充実させるため、可能な限りリラックスできる環境を整備し、実施回数を増やすことを検討されたい。」との意見が出され、それに対して貴局から「措置」として、「カウンセリング室に観葉植物

や背景写真等を配置したほか、事務用とは異なる机・椅子を配置することでリラックスできる環境を整備した。カウンセリングは毎週火曜日の午後に行っているところ、平成27年1月20日の開始当初は、1日に2人の実施にとどまっていたが、平成28年4月19日からは1日平均3人に増やして実施し、カウンセリング希望者は全て受診することができていることから、実施回数は現状のままとする。今後カウンセリング希望者が増加するなどした際には、実施回数の増加を検討する。」と報告されています。現在のカウンセリングの実施体制、および希望者は全て受診できているかについて教えてください。

；希望者が増加した場合には実施回数の増加を検討するということだが、現状1日平均3人受診していて、希望者全員ができていますので、実施回数を増やすことはしていない。

(4) 同じく、「平成26年度に提出した『より適切な医療を提供するため、医療を専門とする通訳人の確保、診療科目の充実化、診療日数の増加・診療時間の延長を検討されたい。』とする委員会意見に対し、『検討中』としているところ、今後も適切な医療の提供に資するため、医療専門用語に精通した通訳人の確保に向けた前向きな検討を継続されたい。」との意見が出され、それに対して貴局から「検討中」として、「より適切な医療を提供するため、これまでも、外部診療時の通訳人の同行や状況に応じた診療時間の延長等に努めており、医療専門用語に精通した通訳人を確保することについても、対応可能な外部委託先の有無や予算等を勘案して、引き続きその可否について検討する。」と報告されています。その後の検討内容について教えてください。

；今の段階でお示しできるものはない。先ほど同様に、結果が出れば法務省のホームページにアップされる。一般の病院でも医療専門の通訳がいるところはなかなかない。医師の説明が理解できないという場合には通訳を介して説明を行っている。必要があれば、外部の電話通訳を利用するのが現状である。専門の医療通訳がいれば意思疎通ができるという問題でもないのかな、と個人的に考えている。

(5) 同じく、「被収容者個人で味付けを調整できるよう小袋に入った調味料(唐辛子、塩、胡椒等)を支給することの可否について検討されたい。」との意見が出され、それに対して貴局から「講じず」として、「弁当に小袋の調味料を付けることは、1宗教上の理由から使用できる調味料の種類が少ない、2内容の異なる普通食と特別食で平等に対応することが困難、3単価の関係から副食の量が減るなどの問題があり、一律に対応することは困難である。」と報告されています。各居室内に調味料の入った容器を数種類置くなどの方法で対応できるのではないのでしょうか。

；宗教上の食物禁忌の問題は対応が難しい。何年か前にマレーシアで味の素に少量の豚肉由来のエキスが使われているということで大問題になったこともあり、醤油・味噌にも発酵のため微量のアルコールが含まれており、イスラムの人には問題となる。コンビニで食塩・醤油・胡椒、ケチャップなど小袋入りのものの物品購入ができるので、そちらで個人的に対応してもらっている。

以上

(質疑応答)

Q;医療費負担は本人か公費か。

A;全部国費である。

Q;今回「統計資料がない」という回答が多かったが、その中に「東京入管のデータはないが全国のものはある」との説明があった。東京入管がデータを本庁に提出しないと全国のデータも出ないのではないか。

A;上級庁に報告する数字はあるが、ここで発表するためのデータではないため、発表できない。局ごとで公表できる統計資料がないということだ。

Q;税金で集めている情報なのになぜ公表できないのか。

A;私どもではわからない。公表するかどうかは本庁で判断するので私どもでは判断できない。

Q;必要なら情報開示請求せよということか。

A;そのとおり。しかし、本庁が開示するかはわからない。

Q;ここに収容されている人はどういうタイミングで、どういう手続きで収容されるのか

A;一番わかりやすいのは、法違反が発覚して退去強制手続きを取るというタイミングで収容されるケースが最も多い。警察で言うところの逮捕状のようなもので、退去強制手続をする可能性があるため、収容令書を元に収容する。退去強

制令書が発布された方、または退去強制令書発布のための手続をする方を収容する。我々が直接拘束するケースもあるが、道を歩いていて警察官に職務質問をされて拘束され、刑事手続きが終わった後に退去強制手続をするためにこちらに移送されるケースもある。刑務所を仮釈放されて退去強制手続をするためにこちらに移送されるという場合もある。手続きの中で本人が帰りたいといえば、帰国費用・旅券などの準備が整い次第収容は終了する。

Q;収容される際に身の回りのものを持って来ることはできるのか。お金はどうするのか。

A;帰国を前提に収容するわけだから、荷物は最小限のものになる。荷物が多いと飛行機に乗せて持って帰れないし、重量オーバーで超過費用もかかる。口座にお金があるという場合には、本人の依頼を受けて職員が下ろしてくることもあるし、外部から差し入れしてもらうこともできる。

Q;荷物の制限キロ数があるのか

A;利用する航空会社によって規定が変わる。20キロから30キロ以内と言うのが一般的だが、南米やアフリカなど遠方になると重さだけではなく、個数制限や荷物の3辺の長さの合計が何センチ以内という規定もある。

Q;「違反調査及び令書執行規定」とは何か。法務省令か。

A;通達である。

Q;通達でも公開されているものがあるが、どうしてこれが公開されていないのか。

A;公開する、しないの判断はここではできない。必要であれば開示請求して欲しい。

Q;この規定を根拠に被収容者が身体拘束されているが、同様に拘束の根拠となる刑事訴訟法などは公開されているにも関わらず、法的根拠が不明確なまま身体拘束するのは問題ではないか。

A;意見として聞いておく。

Q;視察委員会の意見は実施しなくてはならないのではないのか。

A;必ず実施しなくてはならないものではない。できないものもある。検討しながらやっていく。

Q;回答の期限は無いのか

A;とくに期限はない。

Q;6月から面会の仕方が変わり、弁護士は何人でも面会できるが、一般の人は面会しにくくなった。以前は一度に複数回分の面会申請が行えたので午前中に4人会えたが、今は一度に一回分しか面会申請ができないので、7階で面会を終えて、また1階まで戻って再度申請をしなくてはならず、午前中に2人しか会えなくなった。面会利用者が増えたわけではないのにどうして変えたのか。

A;東日本センター等のやり方に揃えた。以前は一人の人が面会室を占有するケースがあった。親族の方の面会を優先するために変更した。弁護士や家族の人には制限をしていないので問題ないのではないのか。

Q;被収容者一人当たりの食費が1日約千円で、400人以上の被収容者がいるので毎月かなりの金額になると思う。給食を提供する業者はどのように選んでいるのか。随時契約か。一般競争入札か。

A;給食業者選定は入札で行なっている。

Q;コンビニで調味料を購入できるとのことだが、ソースを購入する人が多いのか。醤油の方がいいのではないのか。

A;醤油はアルコール発酵がムスリムの人に問題となる。

以上